

病床数適正化支援事業 事業計画提出にあたっての注意事項

No.	問	答
1	事業の概要を知りたい。	医療需要の急激な変化を受けて経営状況が厳しい医療機関に対して、入院医療を継続してもらうことを目的として緊急で支援を実施する事業です。
2	今回の調査で回答した支給申請額は満額支給されるのか。	今回の調査結果を基に国が都道府県への予算配分を決定するため、本県への配分額が申請額を下回った場合は調査で回答いただいた <b>申請額のうち一部又は全部が支給されない場合もあります。</b>
3	国から県への予算配分額が申請額を下回った場合、病床1床当たりの支給額が減額されることはあるのか。	原則として、1床あたりの単価は引き下げずに支給する予定です。
4	給付金が（一部・全部）支給されないのであれば病床削減の申請を取り下げたい。	結果としてそういった状況もあり得ることは国も想定しているとのことです。
5	国から県への予算配分はどのように行われるのか。	本事業は医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じる中、入院医療を継続してもらうために支援を行うものです。本事業の趣旨や調査結果を踏まえ、国が予算の範囲内で支給額の調整を行います。
6	医療機関への支給額の配分はどのように行われるのか。	今回の調査結果を基に、国で予算配分の方法を検討するとのことです。医療機関への配分方法については、国から別途示される予定とのことです。
7	提出期限が3月14日となっているが、この短期間で病床削減の検討を行うのは困難である。	医療需要の急激な変化を受け、既に経営状況が厳しくなっている医療機関に対する緊急の支援であり、一刻も早く支援を行うためにこのようなスケジュールになっていますので御理解願います。
8	本事業を活用して病床を削減したいが、提出期限までに調査票を提出するのは困難なので期限以降に提出したい。	医療機関から県への提出後、国へ調査結果を提出するための取りまとめを行う必要があるため本事業を活用して病床を削減する場合は <b>必ず3月14日までに</b> 調査票を提出してください。
9	国作成の資料に「都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日（火）までに」と記載されていることから、3月18日(火)までに調査票を提出すれば良いか。	3月14日までに調査票を提出していない場合、 <b>予算成立日以降、令和7年9月末までに病床を削減していても今回の事業の対象とはなりません。</b>
10	今回の調査に回答してなくても、予算成立日（令和6年12月17日）以降、令和7年9月末までに病床を削減すれば支給対象となるか。	国からの予算配分は今回の調査結果を基に行われるため、本調査で回答いただいた申請額が支給額の上限となります。調査から申請までの間に削減病床数が減少することはやむを得ない事情があれば認められます。（なお、その場合支給額の上限は減少後の削減病床数に支給単価を乗じたものが上限となります。）
11	現時点で9月末までの正確な削減病床数を回答するのは困難である。本調査後から支給申請の間に、支給申請額が増減しても問題ないか。	現時点では2回目の調査予定はありません。 <b>対象期間内に病床を削減する可能性のある医療機関は必ず今回調査票の提出をお願いいたします。</b> また、本事業は令和6年度補正予算の事業であり、現時点では今年度のみとなり、令和7年度への繰越が認められた場合は9月末までの病床削減が対象
12	2回目の活用意向調査の予定はあるか。来年度もこの事業はあるのか。	病床削減とは国資料において「医療法上における、病院（診療所・助産所）開設許可事項一部変更届（病室の病床数の減少）を行うこと。」とされています。 <b>【3/6追記】</b> 令和7年9月末までに実際に病床数を減少させることが必要となります。例えば病室の病床数を減少させようとするときは、「届出」となりますが、その場合には、9月末までに、実際に病床数を削減させる必要があります。一方、用途変更に伴う病床数を減少させようとするときは、「許可」が必要となりますが、その場合には、病床の減少に係る許可の申請を行った上で、9月末までに、当該許可を受ける必要があります。
13	支給対象に「予算成立日以降、令和7年9月末までに病床数を削減」とあるが、病床数の削減とはどのような手続を指すか。	医療連携推進法人内の病床融通は結果として病床の削減となっていないため、支給対象外となります。 介護医療院等への介護保険施設への転換のための減床は支給対象外となります。 <b>休床している病床も本事業の対象となります。</b> 平成19年1月1日以前の有床診療所は本事業の対象となります。本事業の対象外（算定除外）となる病床の詳細については、別添国通知を御確認ください。
14	同一開設者による病床融通は支給対象外とのことだが、医療連携推進法人内での病床融通は支給対象か。	根拠資料の添付は必要ありません。
15	病床を介護医療院又は老健施設等へ転換した場合、本事業の対象となるか。	本事業は地域医療構想に基づく取組ではないため、調整会議での同意は支給要件ではありません。 なお、本事業の病床削減により2025年以降において担う役割や機能別病床数に変更が生じる場合、具体的な対応方針の変更について調整会議で協議をお願いいたします。
16	病床を介護医療院又は老健施設等へ転換した場合、本事業の対象となるか。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
17	国資料では「既存病床の算定から除外される病床の削減」は本事業の対象外とあるが、平成19年1月1日以前の有床診療所も対象外なのか。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
18	赤字額について、決算書等の根拠資料を添付する必要があるか。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
19	調査票に「地域医療構想」との項目があるが、病床の削減について地域医療構想調整会議での同意が必要なのか。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
20	病床・外来管理番号が分からない。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
21	調査票の郵送での提出は可能か。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
22	病床機能再編支援事業との違いを知りたい。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
23	病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を利用し、令和6年12月17日から令和7年9月末までの間に病床を削減予定（削減済み）である。本事業は併用可能か。	併用は可能です。なお、その場合それぞれについて満額支給されるのではなく、病床数適正化支援事業については病床機能再編支援事業での支給額との差額分のみが支給されるため、再編支援事業についても取り下げずに活用ください。
24	病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を利用し、令和6年12月16日までに病床を削減している場合、当該病床削減は本事業の対象となるか。	<b>令和6年12月16日までの病床削減は本事業の対象外</b> となります。

3/6追記

25	調査票に病床稼働率を記載する欄があるが、稼働率はどうのように算出したら良いか。	<p>本事業（活用意向調査）の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとします。</p> <p>・直近3か月間（※1）の「（在院患者数+退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数（※2）×3か月の日数）」により計算してください。</p> <p>※1 今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間。</p> <p>すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間（例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月）</p> <p>【3/6追記】</p> <p>※2 休棟・休床等も含む病院又は診療所全体の許可病床数</p>	3/3追加 3/6追記
26	今後、事業譲渡を行う予定がある場合は、対象外となるという理解でよいか。	対象外となります。	3/6追加
27	本事業における稼働病床数の定義を知りたい。	<p>本事業における稼働病床数は、「許可病床数－休棟中の病棟の病床数」とします。</p> <p>なお、3月5日以前に上記以外の方法で稼働病床数を算出した上で申請書を提出した場合は修正不要です。</p> <p>【3/11追記】</p> <p>稼働病床数は病床削減日または削減予定日の稼働病床数を記載してください。</p>	3/6追加 3/11追記
28	病院から有床診療所への転換に伴い、病床削減を実施した場合は対象となるか。	対象となります。	3/6追加
29	今回の事業の対象となる病床と対象外となる病床を同時に削減する場合、調査票の（削減前後の）許可病床数には、対象外となる病床は含めるのか。	<p>削減前の許可病床数には対象外の病床も含め、削減後の許可病床数、減少病床数（稼働病床数）は削減数全体から対象外の病床を除いた数としてください。</p> <p>（例）一般病床100床のうち、55床削減するがうち1床は事業対象外の病床 →削減前は100床、削減後は46床、減少病床数は54床</p>	3/11追加
30	令和7年度他の補助金等での収入見込額には交付要綱等で明確に経営支援を目的と謳っている補助金の見込額を記載する、という認識で間違いはないか。（補助金の目的が「地域医療構想の実現のため」など、経営支援に関連する直接的な記載のない補助金は見込額に含まないという理解で良いか）	そのとおりです。	3/11追加
31	赤字額を回答する必要があるが、あくまでも病院・診療所単位で回答するものであり、開設者全体・法人全体での収支状況は考慮されない、という認識で誤りはないか。	そのとおりです。	3/11追加
32	削減した病床数の算定にあたっては、「産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）」は除くこととされているが、産科部門の病床でも分娩に用いていない病床等も算定から除く必要があるか。	産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床（非稼働病床）等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えありません。	3/12追加
33	医療機関の全ての許可病床が休床となっている場合は、許可病床の一部を削減しても、事業目的である「入院医療を継続してもらう」ことにはならないため、支給対象外と考えてよいか。それとも、病床削減をした上で、9月末までに、残った休床中の病床を再稼働すれば、支給対象となるのか。	支給対象外となります。	3/13追加